

宮城県防災会議 第1回地震対策等専門部会

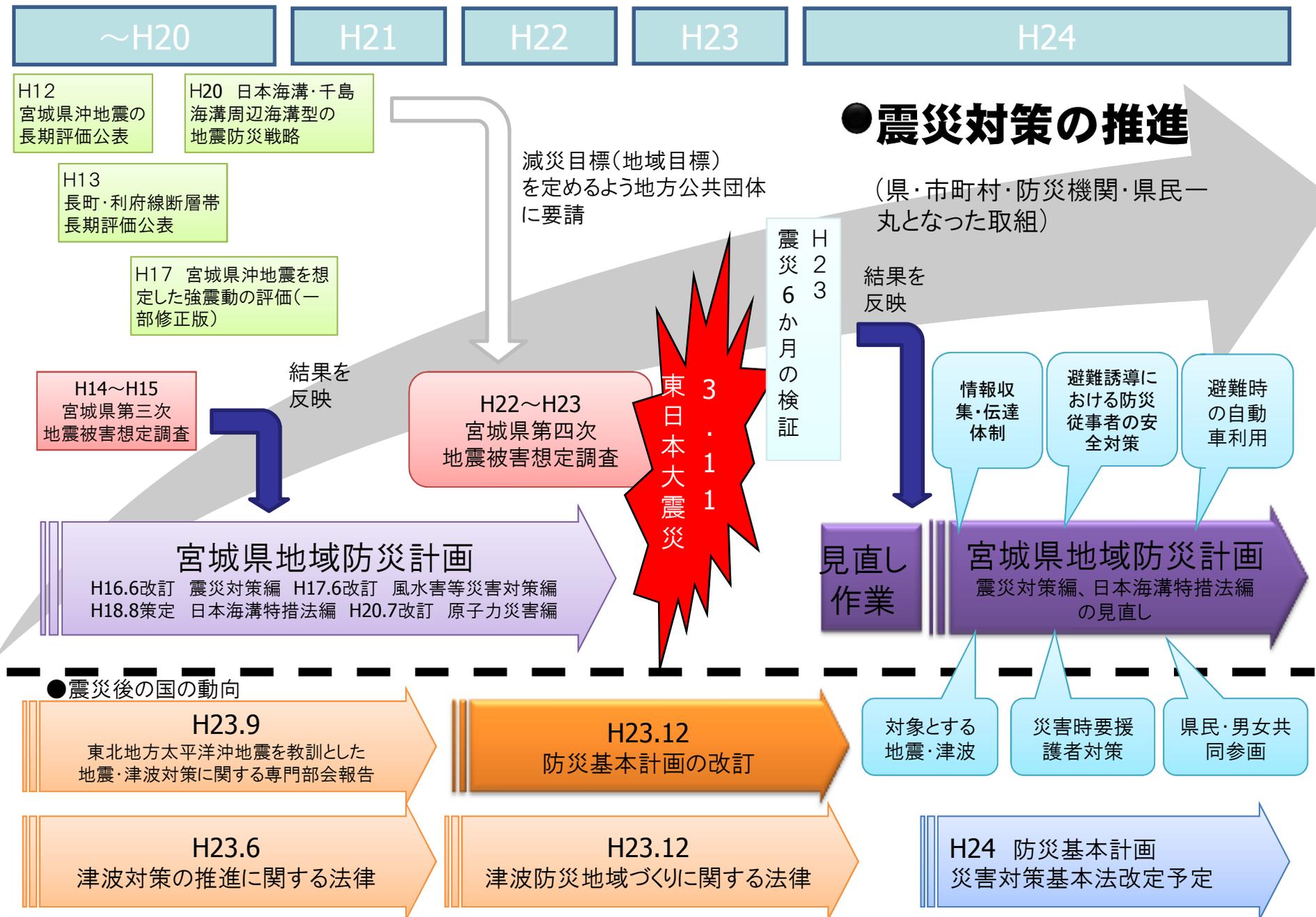
宮城県地域防災計画(震災対策編)の見直しの概要

【目次】

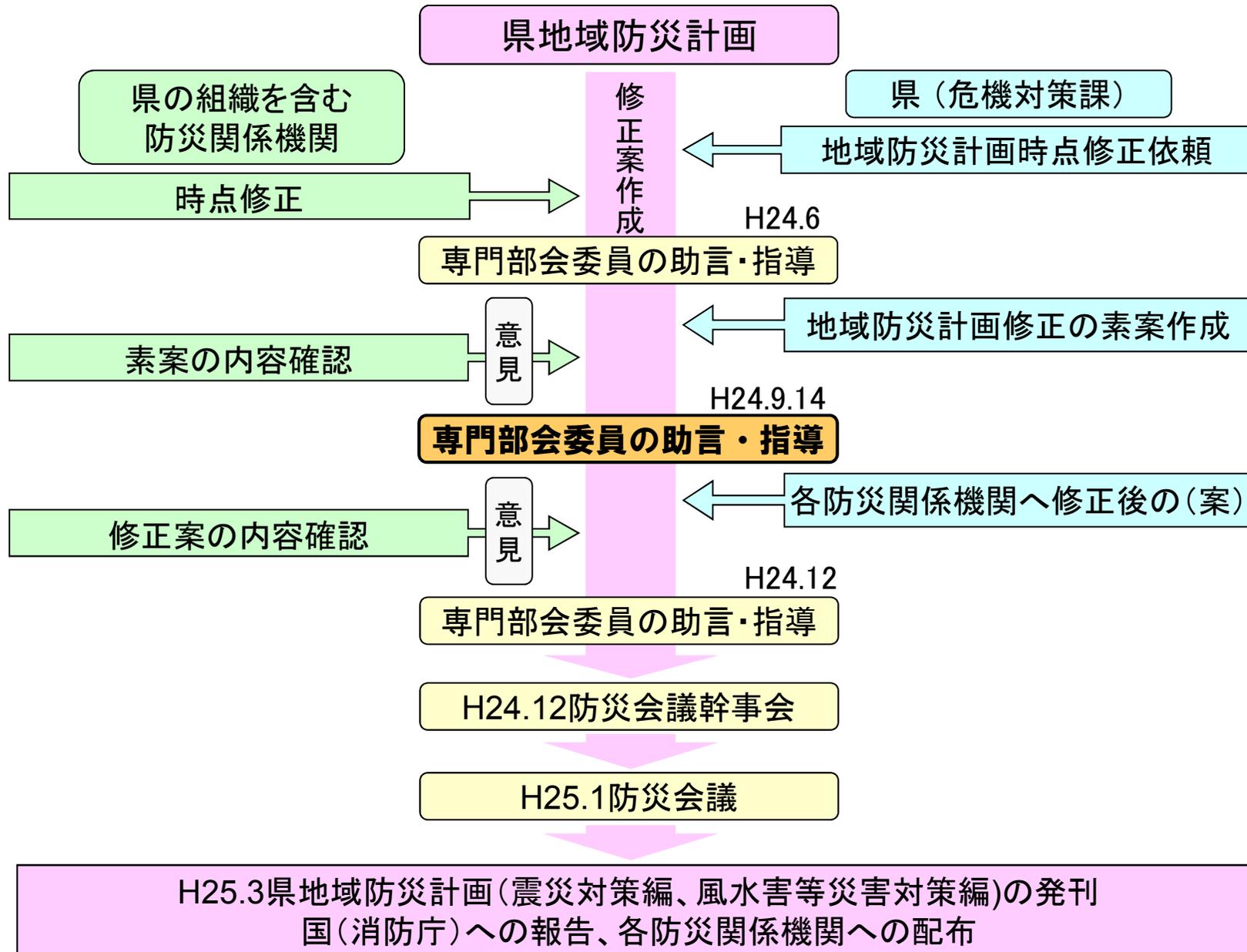
1. 見直しの経緯	...	1
2. 見直し等スケジュール	...	2
3. 見直し方針	...	3
4. 構成の見直し	...	5
5. 基本方針	...	6
6. 主な見直し事項	...	7

平成24年9月
宮城県

1. 見直しの経緯



2. 見直し等スケジュール



3. 見直し方針

①基本方針

- 東日本大震災を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくりを進める。

②具体的な見直し方針

- 東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、大震災から得られた教訓や課題のほか、県の6か月間の災害対応とその検証の結果を踏まえ、幅広く検討し、修正可能なものから見直す。
- 国の防災基本計画の見直し(平成23年12月27日)を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「宮城県地域防災計画(震災対策編)」の見直しに反映する。
- 現在も国等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、国等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、次年度以降で再度「宮城県地域防災計画(震災対応編)」を見直す。

3. 見直し方針

③基本的考え方

- 広域にわたり多くの人命が奪われるなど甚大な被害をもたらした「東日本大震災」の教訓を踏まえ、国の「防災基本計画」の中に防災の基本方針として、新たに「減災」の考え方が想定されたことから、本県においても、これらをもとに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を新たに防災の基本方針とし、情報収集・伝達体制と避難体制の強化に重点的に取り組む。
- 併せて、これらの対策の推進に当たり、災害時要援護者の避難支援などの地域防災力の強化に努めることとしたほか、津波による二次災害の防止についても取り組む。
- また、津波災害対策を抜本的に強化することに伴い、震災対策編をベースに、日本海溝特措法編を合冊し、新たに津波対策編を策定する。

4. 構成の見直し

- 日本海溝特措法編も盛り込み、地震対策編と津波対策編を別編とする
 - 東日本大震災では、“津波”災害により広域にわたり甚大な被害
 - 国の防災基本計画では、新たに「第3編 津波災害対策編」を策定

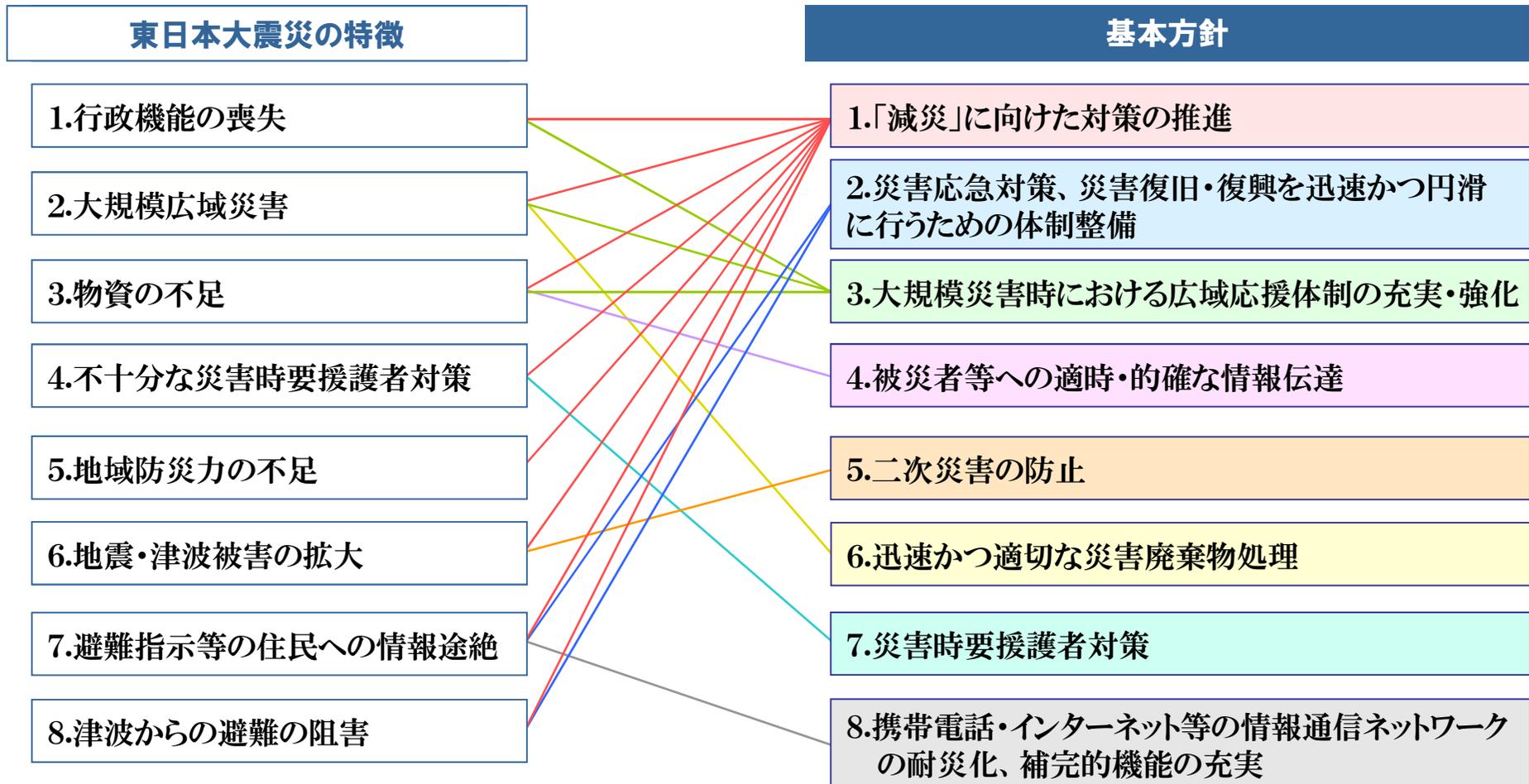
⇒ **現行の「震災対策編」をベースに、新たに「津波対策編」を策定**



5. 基本方針 (1) 津波対策編

東日本大震災からの教訓を踏まえ、新たに基本方針を記載

地震・津波対策編



6. 主な見直し事項

(1) 計画の対象・想定について

- 3つの津波、3つの地震を想定
- 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

(2) 津波災害対策の強化

- 防災体制の整備
 - ・大規模な災害発生時における県から市町村への職員派遣
 - ・業務継続計画(BCP)策定等による業務継続性の確保
- 津波に強いまちづくり
 - ・津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置
- 情報収集・伝達体制の整備
 - ・非常用電源設備の整備や非常用の燃料確保
 - ・津波警報・注意報等の伝達手段の多様化
- 避難収容対策
 - ・女性の視点・ニーズ等を反映した避難所運営体制や物資の備蓄
 - ・空調, 洋式トイレ, 更衣室, 授乳室など, 避難の長期化への配慮
- 災害時要援護者対策
 - ・病院や社会福祉施設等の要援護者の所在把握・避難体制の整備
- 二次災害の防止
 - ・余震・誘発地震による建築物等の倒壊, 新たな津波の発生への備え

6. 主な見直し事項

(3) 地震の揺れによる被害の軽減対策

○高層建築物における安全対策

- ・地震時管制運転装置の設置等のエレベーターによる閉じ込め防止対策
- ・居住者への家具の転倒防止，ガラスの飛散防止などの防災対策の啓発

(4) 地域防災力の強化

○防災知識の普及

- ・避難行動や津波の特性に関する知識の普及
- ・幼児，児童及び生徒の発達段階に応じた防災教育

○防災訓練の充実

- ・最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた実践的な訓練の実施
- ・学校等が避難場所や避難所となることを想定した避難所運営訓練の実施

○自主防災組織の育成

- ・災害時要援護者の避難誘導や安否確認に備えた情報把握や関係者との共有

6. 主な見直し事項

(5) その他の防災対策

- 防災拠点等の整備**
 - ・庁舎等の防災拠点が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策の検討
- 相互応援体制の整備**
 - ・大規模災害時の応援要請を待たない必要な支援の実施
 - ・効率的な応援活動のための受入窓口, 指揮系統の明確化, マニュアルの整備
 - ・大規模災害時の要請を待たないプッシュ型の物資供給
- 医療救護体制の整備**
 - ・災害拠点病院における災害時の通信手段の確保
- 教育活動**
 - ・帰宅路の安全が確認できない場合の校内保護